

FirstGlobal メッセージ

siesta

2020.12月号 vol.210

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

同一労働同一賃金⑤

今回はお仕事の話を。経営者、人事ご担当の方はご存知と思いますが、先日、いわゆる「同一労働同一賃金」への対応に大きな影響を及ぼす最高裁判決（大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件、日本郵便事件）が次々にありました。私も昨年からは厚生労働省からの委託を受け、大企業、中小企業など規模に関わらず、今後対応としてどうすべきか、というご相談に対し、助言をしたり、お手伝いをしてきました。その中で、今後出る判決が基準になっていきますよ、とお伝えし、その判決が出ました。結論は、驚きのものでした。正直なところ、おそらくこうなっていくよ、とお伝えしたことと、全くと言っていいくらい異なる内容もありましたから。紙幅の関係上、この場では詳しくはお伝えできませんが、具体的なもののひとつには、正社員（以下、「正規」）に対して「賞与」や「退職金」を支給する制度があれば、正規と非正規社員（以下、「非正規」）の「仕事内容」が全く同じ、とまでいえなくても、非正規にも一定の支払いをすべき、と、その前の高裁判決では言われていました。要は非正規にもいくらかは「賞与」「退職金」は支払いなさいよ、ということでしたが、今回の判決は非正規には「不支給」でもいいですよ、という内容です。私はさんざん「0：100（ゼロ、ヒャク）」は今後無理になりますよ、と言ってきました。その内容を会社上層部にお伝えになったご担当者には嘘を言ったことになり、大変申し訳なかったです。ただ、今回の判決を受けて、早急な対応を迫られたかもしれない、制度の見直し、人件費の増大が少し緩和されたとお感じの企業も多いようです。しかし、ある判決では、反対意見や補足意見を述べる裁判官が複数いらっしゃる、必ずしも全員一致の判決ではなかったようで、個々の案件によっては判断が変わる余地はあり、非常に微妙な問題で、一律では断言できません。今回の判決が大きな影響を与えることは間違いないですが、まだまだ同種の裁判が頻出してきますので、要注目です。また、情報提供していきます。

< next >

2020年は、新型コロナウイルス感染拡大で始まり、それで終わりそうです。今年で終わってくれればいいのですが、まだまだマスクを買い足していく自分があります。